

3月から

マイナンバーカードが健康保険証として使えます!

▶ 問合せ 役場保険医療課

マイナンバーカードの健康保険証利用が順次始まります。

マイナンバーカードをお持ちの人は、健康保険証の利用申込みをしてください。まだお持ちでない人は、ますます便利になるマイナンバーカードをぜひ取得してご利用ください。



いまの健康保険証も
そのまま使えるよ

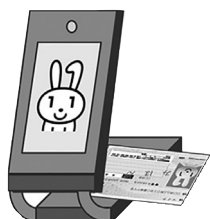
医療機関・薬局により開始時期が異なります。
利用できる医療機関等については、厚生労働省・
社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表
予定です。

医療機関や薬局での使い方は簡単!

マイナンバーカードを医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーにかざすだけです。

マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

オンラインであなたの医療保険資格を確認



カードの顔写真を
機器で確認します。
※顔写真は機器に
保存されません



マイナンバーカードの IC チップに
ある電子証明書により確認します。

マイナンバーカードをお持ちの人は今すぐ申込みが可能です

パソコン+ICカードリーダーまたはスマートフォン
(マイナンバーカード読み取り対応)をお持ちの人

用意するもの

- 申込み者本人のマイナンバーカード
- 利用者証明書電子証明書暗証番号 (数字 4 桁)

利用申込み方法

パソコンやスマートフォンのブラウザで「マイナポータル」と検索するか
右記QRコードを読み取り、「利用を申し込む」から手順に従って利用申
込みをしてください。



▲マイナポータル
サイト



パソコンやスマートフォンがない人

用意するもの

役場保険医療課で申込みできます!

- 申込み者本人のマイナンバーカード
- 利用者証明書電子証明書暗証番号 (数字 4 桁)